

## 大和町復興推進計画

平成30年10月12日  
宮城県大和町

### 1. 計画の区域 大和町全域

### 2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、町内はもとより県内外の多数の工場・店舗が被災し、多くの人々の雇用が失われた。本町でも震度6弱を観測し、この地震により全壊家屋が41棟、大規模半壊が41棟、半壊が226棟、一部損壊が2,758棟を超える被害を受けた。また、沿岸部の道路の多くが津波被害による通行止めで、商業施設への物流が滞り、飲食料品を含めた生活必需品が不足し、住民生活に大きな支障が生じた。多くの企業も事業活動の見直しや事業の休廃止に追い込まれる状況の中にもかかわらず、沿岸部と比較して比較的被害の少なかった本町へ多くの企業が移転し事業を再開し、それに伴い沿岸部からの通勤者が増加している。

こうした状況の中、震災復興に向け内陸部の役目を果たすべく事業所及び住民生活に欠かせない商業施設の投資へ積極的な支援をすることで、本町のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

### 3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取り組みの内容

地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本町の中核的産業である飲食料品小売業について、立地企業への設備投資に対する支援を行う。

### 4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

#### 「復興特区支援貸付事業」

#### ①事業の内容

本町に立地する株式会社ウジェスーパー（以下「対象事業者」という。）に対し、吉岡地区において店舗を新設するために必要な資金を金融機関が貸し付ける事業。

#### ②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものである

## ことの説明

本町における飲食料品小売業は、町内の卸売業、小売業の従業員数において第2位の地位を占める中核的な産業である。また、対象事業者は本事業により町内の飲食料品小売業の売上高において約19.5%を占める見込みとなり、65人（うち、沿岸部から4人）の新規雇用を創出する予定である。

したがって、本町の飲食料品小売業の中核である対象事業者の設備投資の支援を行うことは、計画の目標に掲げた「本町のみならず沿岸部も含めた地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

### ③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

### ④利子補給の支給を受ける予定の金融機関

株式会社きらやか銀行

### ⑤特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

## 5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた事業は、本町の中心市街地であり人口も増加している地区で実施するものである。更に、沿岸部からの通勤者にも利用しやすい立地条件から、当該地区に新規店舗を立地することにより、本町だけではなく沿岸部も含めた広域圏における地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることができる。

このことから、本町に飲食料品小売業の店舗を新設することは大きな経済効果や雇用創出効果が見込まれるため、当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである。

## 6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取した。

また、大和町、株式会社きらやか銀行、対象事業者を構成員とする大和町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。